

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等が市内事業所で有償仕事体験（以下「仕事体験」という。）をする機会を提供することにより、進学等で市外に居住する大学生等と市内事業所のつながりを築き、U I Jターン就職の促進と人材確保を通じた地域活性化を図ることを目的とする佐久市1日有償仕事体験事業「C o n n e c t ・ S A K U」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、参加した大学生等及び市内事業所の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校に在籍する学生その他市長が適当と認める学生をいう。
- (2) 市内事業所 佐久職業安定協会又は小諸職業安定協会の会員事業所の市内の本社、支店、営業所等の事業所をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う事業所を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の要件を満たす者とする。

- (1) 大学生等
 - ア 市外に居住し、市外の学校に在籍する者であること。
 - イ 株式会社タイミー（以下「タイミー」という。）専用アプリの本事業に係る求人から仕事体験をする者であること。
 - ウ 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 市内事業所
 - ア 市内事業所における就業を前提とし、直近3年以内に新卒採用求人の募集を行った実績を有するとともに、今後1年以内に新卒採用求人の募集を行う予定がある者であること。
 - イ タイミー専用アプリの本事業に係る求人から仕事体験をする大学生等を受け入れる者であること。
 - ウ 佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でないこと。
 - エ 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) タイミー専用アプリの本事業に係る求人で、求人タイトルに本事業名が記載された求人であること。
- (2) 建設業を営む市内事業所が行う求人については、建設業務（建設現場での直接的な作業員業務をいう。）を含まない求人であること。
- (3) 通常の求人と比較して、報酬額等の勤務条件が向上された求人であること。
- (4) 市内事業所内で仕事体験をする求人であること。
- (5) 市長が別に定める対象期間内に仕事体験をする求人であること。
- (6) 労働関係法令が遵守された求人であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、領収書等で確認ができない経費その他市長が適当でないと認める経費については補助対象外とする。

- (1) 大学生等に対する補助

ア 旅費 本事業に参加するために要した公共交通機関等の利用に関する費用の額とし、居住地から仕事体験をする市内事業所又は市内宿泊施設までの往復の移動に要した交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、有料道路通行料等）で、経済的かつ合理的と認められるもの

イ 宿泊費 本事業に参加するため、市内に宿泊するために要した市内宿泊施設の利用に係る費用の額で、経済的かつ合理的と認められるもの

(2) 市内事業所に対する補助 本事業に参加するために要したタイミー専用アプリの利用に係るサービス利用料（振込関連手数料並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）

の額とし、経済的かつ合理的と認められるもの

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他の団体による補助制度で、前条各号に重複する補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費の額から交付を受けた補助金の額を控除するものとする。

(1) 旅費（前条第1号アに掲げる場合） 実費とし、第4条第5号に規定する各対象期間につき1万円を限度とする。

(2) 宿泊費（前条第1号イに掲げる場合） 実費で1泊当たり5,000円を限度とし、第4条第5号に規定する各対象期間につき10泊を限度とする。

(3) サービス利用料（前条第2号に掲げる場合） 実費とし、第4条第5号に規定する各対象期間につき延べ10件を限度とする。この場合において、1件は1人につき1日の就業を単位とし、1日当たりの勤務時間は6時間を限度とする。

2 前項第1号及び第2号の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（登録事業所申請）

第7条 本事業に参加しようとする市内事業所は、佐久市1日有償仕事体験事業補助金登録事業所申請書（市内事業所）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 市内の本社、支店、営業所等の事業所を確認できる書類等

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、その結果を佐久市1日有償仕事体験事業補助金登録事業所審査結果通知書（様式第2号）又は佐久市1日有償仕事体験事業補助金登録事業所審査結果（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（本事業の認定申請等）

第8条 前条の規定により登録された市内事業所（以下「登録事業所」という。）は、本事業に係る仕事体験の実施前に、佐久市1日有償仕事体験事業補助金補助事業認定申請書（登録事業所）（様式第4号）を市長に提出し、本事業の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、その結果を佐久市1日有償仕事体験事業補助金補助事業認定結果通知書（様式第5号）又は佐久市1日有償仕事体験事業補助金補助事業認定結果（却下）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする大学生等及び登録事業所は、仕事体験をした後速やかに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 大学生等

ア 佐久市1日有償仕事体験事業補助金交付申請書兼請求書（大学生等）（様式第7号）

イ 佐久市1日有償仕事体験事業実施報告書（大学生等）（様式第8号）

ウ 大学生等であることを確認できる書類等

エ 居住地を確認できる書類等

オ 補助対象経費の内容を確認できる領収書等で、発行者が明記された書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 登録事業所

ア 佐久市1日有償仕事体験事業補助金交付申請書兼請求書（登録事業所）（様式第9号）

イ タイミーより発行された、本事業に係るサービス利用料（利用明細を含む。）が確認できる

書類

(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、本事業の適正な実施を確認したときは、交付の決定を行うとともに、佐久市1日有償仕事体験事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（大学生等）（様式第10号）又は佐久市1日有償仕事体験事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（登録事業所）（様式第11号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。